

## 定款

一般社団法人ソーシャルサポートアソシエーション・ルーツ

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

当法人は、一般社団法人ソーシャルサポートアソシエーション・ルーツと称する。

2.英語名を The Social Support association ROOTS , Japan（通称 SSR Japan）とする。

### 第2条（主たる事務所）

当法人は、主たる事務所を千葉県千葉市若葉区に置く。

2.当法人は、総会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

### 第3条（目的）

当法人は、障害児・者及びその家族への様々な生活・発達支援活動を行うとともに、その質的向上・発展と社員相互の連携・交流を図りながら、福祉の維持・向上に貢献することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- （1）児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービス事業
- （2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、障害福祉サービス事業
- （3）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、一般相談支援事業及び特定相談支援事業並びに児童福祉法に基づく、障害児相談支援事業
- （4）障害児・者及びその家族に関する調査研究、情報提供事業
- （5）障害児・者及びその家族の支援を目的とする研修会・講習会等の企画・運営事業
- （6）社員相互の連携・交流及び広報事業
- （7）前各号に附帯又は関連する事業

### 第4条（公告の方法）

当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場に掲示する方法により行う。

### 第5条（残余財産の帰属）

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第44条の認定を受けたものに限る。）に贈与するものとする。

## 第2章 会員

### 第6条（種別）

当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した個人
- (2) 一般会員 当法人が開催する研修会・講習会に参加するために入会した個人・企業又は団体
- (3) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した個人・企業又は団体

#### 第7条（入会）

当法人の会員になろうとする者は、所定の入会手続きにより、申し込まなければならない。

2.会員の入会は、総会において別に定める規程により、理事がその可否を決定し、代表理事が本人に通知するものとする。

#### 第8条（経費等の負担）

会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2.会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

#### 第9条（退会）

会員が当法人を退会する場合には、当法人に対して退会届を代表理事に提出しなければならない。

#### 第10条（除名）

正会員が、次の各号の一に該当するときは、総会においてすべての正会員の半数以上であって、すべての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。弁明の機会の通知は1週間前までに行わなければならない。

- (1) 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為があったとき
- (2) 定款その他本会の規定に違反し、又は当法人の秩序をみだす行為があったとき

2.前項により除名が決定した正会員に対し、除名した旨の通知をしなければならない。

#### 第11条（会員の資格喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総会員の同意があったとき

#### 第12条（抛出金品の不返還）

既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

## 第3章 総会

### 第13条（種別）

当法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2.総会とは、一般法人法で定める社員総会をいう。

### 第14条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

### 第15条（開催）

通常総会は、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

### 第16条（招集）

総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2.総会の招集通知は、会日より1週間前までに正会員に対して発する。

### 第17条（権能）

総会は、以下に定める事項を決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議する事項として法令及びこの定款で別に定めるもの

### 第18条（決議）

総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

2.総会の議事は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

3.前項の規定にかかわらず、次の決議はすべての正会員の半数以上であって、すべての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

#### 第19条（議長）

総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該総会において議長を選出する。

#### 第20条（議事録）

総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

### 第4章 役員

#### 第21条（種類及び定数）

当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- 2.理事には、次の各号の役職を設け、各号記載の人数で担当する。
  - (1) 代表理事 1名
  - (2) 業務執行理事 1名以上4名以内

#### 第22条（選任）

理事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2.代表理事は、理事の互選によって定める。

#### 第23条（任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2.任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

#### 第24条（理事の職務及び権限）

理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2.代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

#### 第25条（解任）

理事が次の各号の一に該当するときは、総会の決議に基づき解任することができる。この

場合、その理事に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

#### 第 26 条（報酬等）

役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を総会において決議し、報酬等として支給する。

2.役員には費用を弁償することができる。

## 第 5 章 基金

#### 第 27 条（基金の拠出）

当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

#### 第 28 条（基金の募集）

基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

#### 第 29 条（基金の拠出者の権利）

拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

#### 第 30 条（基金の返還の手続き）

基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところから従って行う。

## 第 6 章 計算

#### 第 31 条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日から（翌年）9 月 30 日までの年 1 期とする。

#### 第 32 条（事業計画及び収支予算）

当法人の事業計画及び収支予算については、毎年度開始日前日までに代表理事が作成し、直近の総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

#### 第 33 条（余剰金の分配の禁止）

当法人は、余剰金の分配を行うことができない。

## 第7章 附則

### 第34条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年9月30日までとする。

### 第35条（設立時の役員）

当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 徳永 聖子

設立時理事 澤田 恒彦

設立時理事 江ヶ崎 健雄

設立時代表理事 江ヶ崎 健雄

### 第36条（設立時社員の氏名及び住所）

設立時社員の氏名及び住所は、次とおりである。

住所

設立時社員 徳永 聖子

住所

設立時社員 澤田 恒彦

住所

設立時社員 江ヶ崎 健雄

### 第37条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ソーシャルサポートアソシエーション・ルーツ設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成26年10月18日

設立時社員 徳永 聖子 印

設立時社員 澤田 恒彦 印

設立時社員 江ヶ崎 健雄 印